

# 令和6年度 帯広市立清川中学校 部活動基本方針

## 1. 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

## 2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針(令和元年9月策定 令和6年4月改定)」に則り、帯広市立清川中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、顧問のみならず、地域の外部人材を活用することにより、指導体制の充実を図る。

## 3. 基本方針

### (1) 設置する部活動(令和6年4月現在)

運動部・・・野球部(合同チーム)、男女バドミントン部、女子バレーボール部(合同チーム)

文化部・・・総合文化部

### (2) 部活動に関する連絡・相談窓口 (相談・要望は、下記の連絡先あてに提出することとする。)

〒080-210 帯広市清川町西2線126番地 帯広市立清川中学校

TEL 0155-60-2055 FAX 0155-60-2083

メールアドレス [kiyokjhs@bz.04.plala.or.jp](mailto:kiyokjhs@bz.04.plala.or.jp)

担当 熊谷 琢磨(教頭)

### (3) 活動時間および日数

①学期中、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

②学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

③長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

④各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是非を行う。⑤定期テスト(中間テスト、期末テスト、学年末テスト)実施日の3日前から、学カテストの前日は活動を停止する。

⑥長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については、学期中に準じた扱いとする。

⑦活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

#### (4) その他

部活動へ参加する生徒は、「帯広市立清川中学校 部活動参加生徒心得」を守り活動すること。

### 4. 部活動への入部・退部について

#### (1) 入部について

入部の際は「清川中学校部活動入部申込書」を提出し、入部が認められる。

#### (2) 退部について

退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと「部活動退部届」を顧問に提出し、退部が完了する。

### 5. 指導・運営に係る体制について

#### (1) 顧問・指導者の配置について

①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。

②長時間勤務の解消等の観点から、部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

#### (2) 顧問・指導者の身分

①部活動は勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではない。

②全日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められていることから、学校体制として校長が教師に顧問を依頼する。

③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。

---

## 帯広市立清川中学校 部活動参加生徒心得

---

1. 各部活動の確認事項を、しっかり守ること。
2. 部活動参加者は、別紙部活動加入申込書を提出すること。
3. 後援会費及び部費は期日までに納入すること。
4. 活動は指導者の指示、指導のもとに行うこと。
5. 活動時間(放課後決められた時間)を厳守すること。保護者に事前に活動計画や帰宅時間などを知らせておくこと。暗くなった時は迎えに来てもらうなどの体制作りをしておくこと。(不審者対策)
6. 活動時間(体育館使用部活)までの待機場所は、体育館、もしくは体育館ギャラリーとすること。
7. 事故が発生しないように、ルールをよく守り、けがのないように注意すること。
8. 活動は練習計画に従って行い、お互いに協力し励ましあい、技術向上に努めること。
9. 普段の練習で食べ物の持ち込みは厳禁。試合等で昼食が必要なときは、家庭から持参し、買い食いなどしないこと。
10. 行き・帰りの服装は、特別な指示が無いかぎり、ジャージ、あるいは推奨服とすること。
11. 自転車は部活動顧問の指示に従い、安全運転することと、盗難などにあわないよう、駐輪するときは必ず施錠して使用のこと。
12. 部活動でのトイレは全て体育館トイレを使用すること。長期休業中の体育館トイレ清掃は顧問の指示に従い、各部員できちんとして行うこと。(総合文化部のみ2階トイレ使用及び清掃)
13. 部活動での使用玄関は原則として生徒玄関とする。外靴を持ち歩く際は、靴袋を準備すること。
14. 貴重品・不要物は持ってこない。活動中の各自の持ち物は、活動場所に持って行き、自分で管理すること。